

神奈川シニア連合運営規則

第1条（組織の位置付け・名称及び事務所）

本会は、連合神奈川規約第6条3項に基づき、『神奈川県退職者連合』略称（愛称）『神奈川シニア連合』といい、事務所を連合神奈川内に置く。

第2条（目的）

本会は、新しい高度な福祉社会を建設し、平和で豊かな高齢期を実現するための諸活動を日本退職者連合並びに連合神奈川と連携しながら、県内で推進することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的達成のために必要な運動と事業を行う。

第4条（構成）

本会は、「連合神奈川」構成組織によって組織された退職者組織および個人ならびに地域のグループが加盟する組織によって構成する。

第5条（加入及び脱退）

本会は、団体加盟を原則とし、その加入及び脱退は、文書提出により幹事会で承認し総会で決定する。

神奈川県退職者連合の目的、事業に賛同する個人ならびに地域のグループは別途定める細則に基づき認める。

第6条（機関）

本会に次の機関を設ける。

- 1.総会
- 2.幹事会
- 3.五役会

第7条（総会）

総会は、本会の最高決議機関であって役員と代議員で構成し、1年に1回会長が招集する。

但し、幹事会が必要と認めた時は、臨時に総会を開催することができる。

総会は、方針・予算と決算・役員の選出・規約の改廃等重要案件を審議・決定する。

総会の議長、副議長は代議員から選出（議長団）する。

第8条（幹事会）

幹事会は、執行機関として2か月に1回の開催を基本とし、総会決定及び幹事会の方針を執行するとともに企画・立案の任にあたる

幹事会の議長は、その都度幹事会の中から1名選出する。

第9条（五役会）

五役会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長及び常任幹事をもって構成し、会長が招集する。

五役会の議長は会長があたる。

五役会は、月1回の開催を基本とし、総会で決定した方針にしたがい、重要課題について基本的な論議を行うとともに、直近の幹事会の開催までの間の緊急の案件について審議・決定する。

五役会において審議・決定された案件は、直近の幹事会に報告し、事後承認を得る。

第10条（専門委員会）

幹事会は、必要に応じて専門委員会を設置することができる。専門委員会は、その内容に応じた情報・資料の整備・政策・諸対策の調査研究を行い、幹事会に報告する。委員は、幹事会で任命する。

第11条（会議の成立要件及び議決方法）

会議は、すべての3分の2以上（委任を含む）の出席で成立し、出席者の過半数で決定する。

但し、委任を認めるが議決にはこれを認めない。

第12条（役員）

本会に次の役員を置く

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名（但し、内1名は連合神奈川より選出する）
常任幹事	若干名
幹事	若干名
女性幹事	若干名
会計監査	2名

第13条（役員の任務）

会長は、本会を代表する。同時に総会・幹事会・五役会を招集する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。事務局長は、本会の業務の全般を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代理する。

常任幹事は、五役会議に参画し本会の執行業務に参画する。

幹事は、第8条の任務を行う。

第14条（役員の選出及び任期）

役員（常任幹事を除く）は選考委員会の推薦により、総会で選出する。

任期は2年として、再選を妨げない。

補欠選出は、前任者の残任期間とする。

役員選考委員会は、幹事会で設置する

常任幹事は総会直後の幹事会において幹事の中から互選する。

第12条に定める役員は選出時において満80歳未満であることを立候補の条件とする。ただし、常任幹事、幹事に限り、組織実態によりこれによりがたい場合は、役員選考委員会の協議による。

第 15 条（顧問）

顧問は総会で決め、会長が委嘱する。

顧問の任期は、第 14 条を準用し、2 年とし再選は妨げない。顧問は会長の要請に基づき各級機関会議に出席することができる。

第 16 条（財政）

本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他で賄う。出納は五役会の責任において事務局次長が執行する。尚、会費納入基準は別に定める。

第 17 条（会計報告の義務）

本会の会計を「連合神奈川」に報告する。

第 18 条（会計年度）

毎年 11 月に始まり、翌年 10 月末日に終わるものとする。

第 19 条（会計監査）

会計監査は年度ごとに決算を監査し、総会に報告し承認を得る。

第 20 条（規則の改廃）

この規則の改廃は、総会で決定するが、「連合神奈川」の執行委員会に報告をする。第 21 条（規則の発効）

この規則は 1992 年 10 月 31 日からその効力を発する。

この規則の付則について一部改正し、1993 年 11 月 27 日から施行する

この規則の一部を改正し、1995 年 11 月 25 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2002 年 11 月 29 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2005 年 11 月 25 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2006 年 11 月 24 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2009 年 11 月 30 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2011 年 11 月 29 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2013 年 11 月 27 日から施行する。

この規則の一部を改正し、2017 年 11 月 23 日から施行する。

第 22 条（付則）

1、代議員の選出基準は別表による。

組織人員	100 名未満	1 名
"	100 名以上 499 名まで	2 名
"	500 名以上 999 名まで	3 名
"	1,000 名以上 2,999 名まで	5 名

"	3,000名より4,999名まで	7名
"	5,000名以上	9名

2.役員選出基準は別表による。

1.幹事は加盟産別から1名選出する。

但し、5,000名以上は2名とし、1,000名以上の産別で複数の単会組織のある産別は必要に応じ1名増員することができる。

2.会計監査は会長、事務局長以外の産別から選出する。

3.オブザーバー参加基準

(1)連合神奈川加盟産別で退職者の会が結成されていない組織

(2)連合神奈川加盟産別で単会に退職者の会が組織されているが未加盟組織

以上について産別から要請がある場合は幹事会の承認を得て諸会議等に参加出来る。

4.規則の準用 役員、代議員の改定は2007年総会より実施する。

5.会費(分担金)については別表による。

会員数	規模別年額分担金
100名以下	5,000円
101名～200名	10,000円
201名～400名	15,000円
401名～600名	20,000円
601名～800名	25,000円
801名～1,000名	30,000円
1,001名～2,000名	35,000円
2,001名～3,000名	40,000円
3,001名～4,000名	45,000円
4,001名～5,000名	50,000円
5,001名～10,000名	55,000円
10,000名以上	60,000円
個人加入・グループ加入	別に定める

毎年、原則として、神奈川シニア連合総会時に実施する実態調査に基づき取り扱う。